

国交省直轄工事の施工には 元請・下請に関わらず 社会保険への加入が必要です！



社会保険

入ってつくろう！

明るい職場

平成29年10月以降に入札公告を行う工事では、二次下請以下についても、
社会保険未加入企業が確認された場合、
元請企業にペナルティが発生することがあります。

【お問い合わせ先】

※直轄工事契約手続き、社会保険等加入に対する取組等については・・・

東北地方整備局 022-225-2171

◆直轄工事契約手続き

東北地方整備局契約課

◆社会保険等加入に対する取組等

東北地方整備局建設産業課 又は

建設業フォローアップ相談ダイヤル：0570-004976

※加入手続については・・・

健康保険・厚生年金保険：最寄りの年金事務所

雇用保険：最寄りの労働基準監督署・公共職業安定所

